

全国新聞労働組合  
中外商業新報争議団

別紙

- △今ホエ僥達の生存権確立ヲときた
- △全中外商業配達は一着に起て
- △公益を害する者は即時中外商業の購読を中止せよ
- △全受産者は資本の暴虐に抗して戦へ

別紙

争議が勝つまで

中外商業新報

御断り



寫

券秘第八九六號

昭和四年五月二十三日

警視總監 宮田光雄

内務大臣望月圭介殿

社會局長官殿

北海道京都大阪神奈川

各廳府縣長官殿

4. 5. 24  
528

中外商業新報社直營所勞働争議ニ関スル件(第二報)

要旨

配達負側ニ於テ争議因應様ヲ得テ各種印刷物ヲ撤布シ或ハ配達負ノ新  
聞配達途中ヲ權ニ新聞ヲ奪取シ争議参加ノ誘導ニ努メテアリ  
新聞社側ニ於テ各直営所ト連絡ヲ密ニシ視察員ヲ派シ極力防止策ヲ講ジラリ